

低所得世帯が、次の理由で緊急的かつ一時的に生計維持が困難になった場合に少額の貸付けを行います。

- ア 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
  - イ 火災等被災によって生活費が不足するとき
  - ウ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
  - エ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき  
（就職後の初任給までのつなぎを含む）
  - オ 税金、国民健康保険料、年金保険料の滞納分支払いにより支出が増加したとき
  - カ 公共料金（電気・ガス・水道・電話などライフライン）の滞納分の解消にかかる必要最小限の費用が必要なとき
  - キ 法に基づく支援機関等から継続的な支援を受けるために交通費等が必要なとき
  - ク 給与等の盗難によって生活費が必要なとき
  - ケ その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められる経費
- ※ア、イ、ウ（生活保護つなぎ）、エ（初任給つなぎ）、ク以外は、自立相談支援事業の申込が必要です。

|       |    |                 |
|-------|----|-----------------|
| 貸付限度額 | …… | 100,000円以内で必要な額 |
| 貸付利子  | …… | 無利子             |
| 据置期間  | …… | 2カ月以内           |
| 返済期間  | …… | 12カ月以内          |
| 連帯保証人 | …… | 原則不要            |

## 必要添付書類等

- ・住民票（世帯全員分・本籍地記載・発行3カ月以内）
- ・借入申込者本人の確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・申込みの理由・状況の根拠となる資料  
（例、医療費の領収書、雇入（労働条件）証明書（所定の様式）等）
- ・使途計画表・償還計画表、個人情報の取扱同意書（市町村社会福祉協議会に様式有り）
- ・生活状況の分かる書類  
（通帳等6ヶ月程度の取引が分かるもの）
- ・その他岐阜県社会福祉協議会が必要と認める書類等
- ・印鑑登録証明書及び実印（借用書記載時）

## ※ ご注意ください！

- ▶雇用契約に基づかない就労形態の方は対象外です。
- ▶本資金は2カ月後には返済が始まります。その際に返済の見込みがあることが必要です。※多重債務者や多額の負債を抱えた方は原則貸付対象となりません。
- ▶原則口座振替により、期限までに貸付金を償還していただきます。
- ▶返済期間内に返済いただけない元金については、3%の延滞利子を加算して返済いただきます。
- ▶岐阜県社会福祉協議会で審査をします。審査の結果、貸付可の場合は、借受者指定口座に送金いたします。
- ▶虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合は、即時に返済いただきます。
- ▶暴力団員が属する世帯は貸付対象としません。借受者等が暴力団員であることが判明した場合、警察と連携し、貸付の中止、解約、返還を求めます。

※ご相談・申込みを進める際、貸付事業を円滑に実施することを目的に、必要の範囲内で個人情報を取得し、自立相談支援機関等関係機関へ提供いたします。